

岸和田市合葬式墓地 使用のご案内



令和6年8月

岸和田市水とみどり課

1. 合葬式墓地とは

合葬式墓地とは、個人や家族単位で個別に墓石を建てる従来のお墓とは違い、複数の焼骨を合同で埋蔵し、社会全体で供養することを目的としたお墓です。維持管理は岸和田市が行うため、墓石等の建立や管理、継承の必要がありません。生前の申請もできるので、お墓を引き継ぐ人がいない方や单身の方でも安心してご使用いただけます。

2. 使用者(申請をする方)の資格

使用の申請ができる方は、次の①～③のいずれかに該当する方です。

◆焼骨を所有している場合(他の墓地等からの改葬を含む)

- ①申請日現在、岸和田市民^{※1}の方で、親族^{※2}の焼骨を所有している方
- ②死亡時に岸和田市民であった親族の焼骨を所有している岸和田市民又は岸和田市民以外の方

◆自身の生前予約の場合

- ③申請日現在、65歳以上の岸和田市民の方で、ご自身の死後の焼骨を合葬式墓地に埋蔵することを希望する方

※1 岸和田市民…岸和田市に住民登録がある方。

※2 親族…6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族の関係にある方。

3. 使用の申請について

(1)申請の受付

令和6年10月1日(火)から申請の受付を開始します。下記の申請書郵送先へ郵送で提出してください。窓口へ持参する場合は、事前予約が必要です。

- 受付場所：水とみどり課 合葬式墓地窓口（市役所 別館 4階）
- 窓口受付時間：平日 午前9時30分～午後5時（市役所閉庁日を除く）
- 申請書郵送先：〒596-8510 岸和田市役所 別館 4階
水とみどり課 合葬式墓地窓口 宛

(2)手続きに必要なもの

①岸和田市合葬式墓地使用許可申請書

- ・埋蔵する焼骨1体につき、申請書1枚必要です。
- ・生前予約の場合は、本人が申請者になります。

②誓約書

- ・申請者1人につき、誓約書1枚必要です。

③申請者の印鑑登録証明書

- ・3ヶ月以内に交付されたもの。
- ・同じ申請者が同時に複数の申請をする場合は、1通で申請ができます。

④申請者の本籍が記載された住民票〔生前予約の場合に必要〕

- ・3ヶ月以内に交付されたもの。
- ・焼骨所有の場合は不要です。

⑤戸籍謄本等〔焼骨所有の場合に必要〕

- ・申請者と焼骨の続柄が確認できる戸籍、除籍等が必要です(交付日は問いません)。
- ・複数の申請であっても、申請者と焼骨の続柄が確認できれば、戸籍謄本等は1通で申請ができます。
- ・生前予約の場合は不要です。

⑥死体火葬許可証または改葬許可証〔焼骨所有の場合に必要〕

- ・火葬場で受け取った死体火葬許可証^{※3}が必要です。
- ・他の墓地等から焼骨を移される(改葬する)場合は、改葬許可証^{※4}が必要です。
- ・生前予約の場合は不要です。

※3 死体火葬許可証を紛失した場合は、死亡届を提出した市町村にお問い合わせください(岸和田市の場合は市民課まで)。

※4 改葬許可証の発行に関しては、現在焼骨がある墓地等が所在する市町村にお問い合わせください(岸和田市の場合は水とみどり課墓苑担当まで)。

4. 合葬式墓地の使用料

区分	金額(1体につき)	
	使用者が 岸和田市民の場合	使用者が 岸和田市民以外の場合 ^{※5}
合葬室へ直接埋蔵	60,000円	90,000円
10年間 ^{※6} 個別安置後、合葬室へ埋蔵	110,000円	165,000円
20年間 ^{※6} 個別安置後、合葬室へ埋蔵	160,000円	240,000円
記名板	55,000円	82,500円

※5 焼骨が岸和田市民であっても、使用者が市外在住者の場合は「岸和田市民以外」の料金が必要となります

※6 個別安置の期間は、使用許可日からの年数です。

5. 記名板(希望制)について

合葬式墓地に埋蔵された故人の氏名のほか、生年月日及び死亡年月日を刻字することができます。記名は合葬式墓地に埋蔵された後となり、生前の記名はできません。

氏名の刻字は、漢字、カタカナ、ひらがな、アルファベットのみの対応となります。また、生年月日及び死亡年月日は西暦のみの対応となります。

【記名板イメージ】

岸和田太郎

岸和田太郎
1922. 11. 1～2024. 10. 1

※記名板寸法:縦45mm 横120mm

6. 使用許可後の焼骨の埋蔵(合葬式墓地への納骨)について

(1)埋蔵の受付

合葬式墓地へ焼骨を埋蔵(納骨)される際は、焼骨と必要書類を墓苑事務所までご持参ください。

なお、混雑時や、墓苑内の巡回等のため事務所に職員が不在の時は、待ち時間が発生する場合があります。埋蔵予定日時を墓苑事務所まで事前に電話連絡(予約)のうえお越しください。

- 受付場所：岸和田市墓苑事務所 (TEL 072-426-1053)
- 予約受付時間：午前8時30分～午後5時 (電話受付)
- 埋蔵受付時間：午前10時～午後1時30分

(2)必要なもの

①埋蔵する焼骨

- ・合葬室のみを使用の方は、市から配布した納骨袋に焼骨を入れてご持参ください。
- ・個別安置室を使用の方は、骨壺や陶磁器等の保管に適した容器に焼骨を入れてご持参ください。容器の大きさは、幅及び奥行が21.7cm以内、高さ25.5cm以内(7寸以内の骨壺)。
- ・埋蔵できるのは焼骨のみで、遺品・お供え物等を入れることはできません。

②岸和田市合葬式墓地使用許可書

- ・市から交付された使用許可書をご持参ください。
- ・使用許可書が見当たらない場合は、水とみどり課墓苑担当までお問い合わせください。

③岸和田市合葬式墓地埋蔵・安置届

- ・届出書様式は、墓苑事務所にも備え付けています。

④記名板刻字依頼書〔記名板使用の場合に必要〕

- ・依頼書様式は、墓苑事務所にも備え付けています。
- ・記名板に刻字する内容を記載してください。

⑤死体火葬許可証〔生前予約の場合に必要〕

- ・生前予約者の焼骨を持参する場合は、火葬場で受け取った死体火葬許可証が必要です。

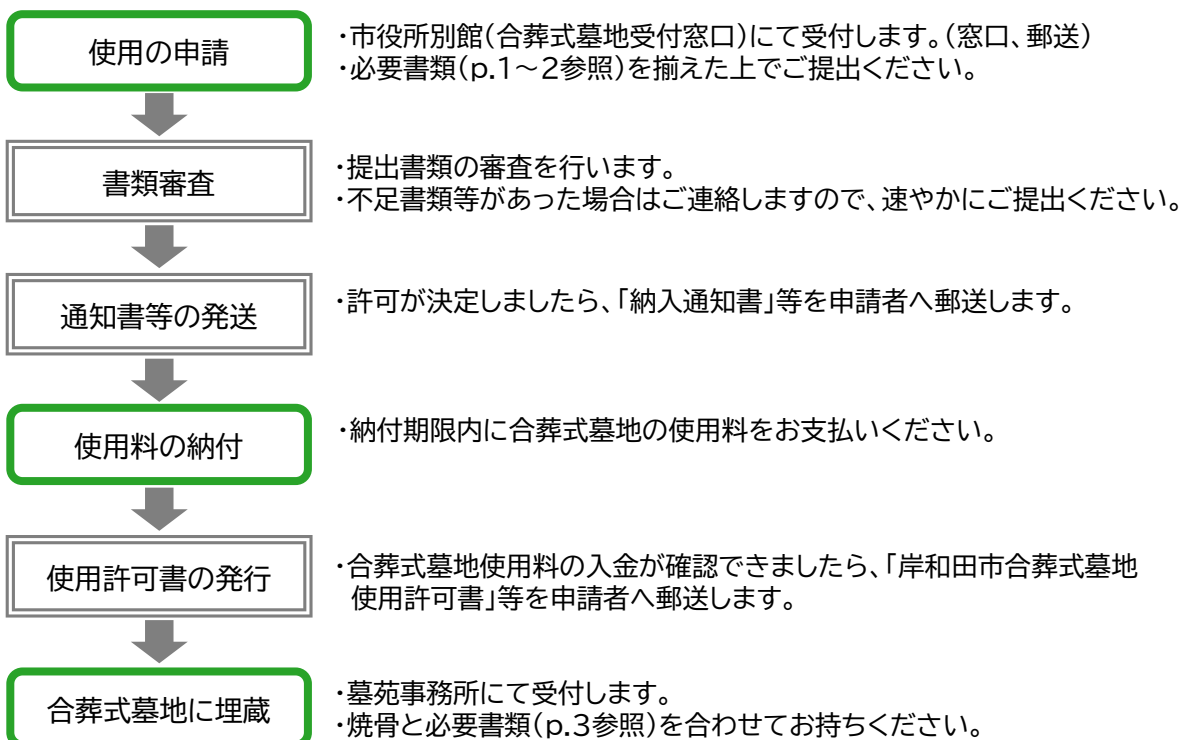
7. 墓参について

- ・合葬式墓地への墓参は、墓参スペースにて行っていただけます。
- ・墓参スペースは他の墓参者と譲り合ってご使用ください。
- ・献花以外のお供え物はお持ち帰りください。
- ・献花は決められた場所に置いてください。

<墓参スペース>



8. 使用の申請から埋蔵までの流れ



※ 申請者が行う手続き

市が行う手続き

9. 使用上の注意

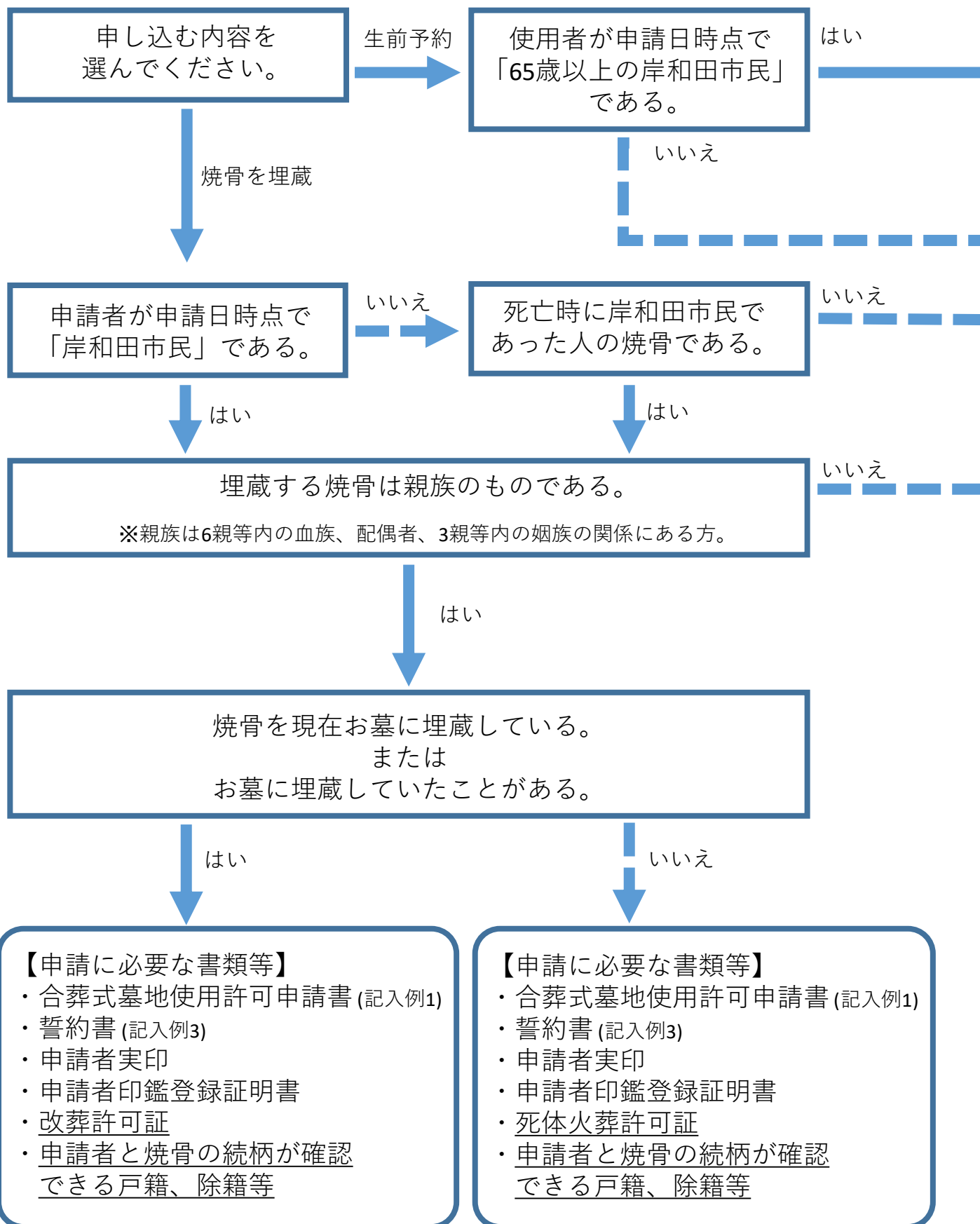
- ・合葬式墓地には、埋蔵される者として合葬式墓地使用許可書に記載された方の焼骨のみ埋蔵することができます。
- ・使用許可後は埋蔵される者の変更はできません。
- ・合葬式墓地施設内への焼骨の埋蔵は、墓苑事務所職員が行います。墓苑事務所関係者以外は合葬室および個別安置室内に立ち入ることはできません。
- ・合葬室へ埋蔵した後は、焼骨の返還はいたしません。
- ・個別安置の期間は、使用許可日からの年数であり、死亡後や埋蔵後からの使用年数ではありません。
- ・個別安置期間が経過した焼骨は、使用者に通知することなく、合葬室に埋蔵します。
- ・個別安置や記名板の位置については指定できません。
- ・生前予約をされた場合は、ご自身の死後にその焼骨が合葬式墓地に埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。
- ・市では合同慰霊祭などの祭事(供養)は行いません。

10. 使用許可の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、合葬式墓地使用許可を取り消されます。

- ①合葬式墓地を使用する権利を譲渡し、または転貸した場合
- ②法令または岸和田市墓苑条例もしくはこれに基づく規則に違反した場合
- ③合葬式墓地使用許可に付された条件に違反した場合

岸和田市合葬式墓地の申請に必要な書類



【申請に必要な書類等】

- ・合葬式墓地使用許可申請書 (記入例2)
- ・誓約書 (記入例3)
- ・申請者実印
- ・申請者印鑑登録証明書
- ・申請者の本籍が記載された住民票

申請できません。

【用語の説明】

- ◆「改葬」とは
既に墓地に埋蔵等している焼骨を別の墓地に移すこと。
- ◆「改葬許可証」とは
改葬の際に必要な許可証。発行に関しては焼骨がある墓地等が所在する市町村にお問い合わせください。
※岸和田市は「水とみどり課 墓苑担当」まで
- ◆死体火葬許可証
死体火葬に際し発行される許可証。火葬場で受け取るものです。紛失した場合は死亡届を提出した市町村で再発行が可能です。
※岸和田市は「市民課」まで

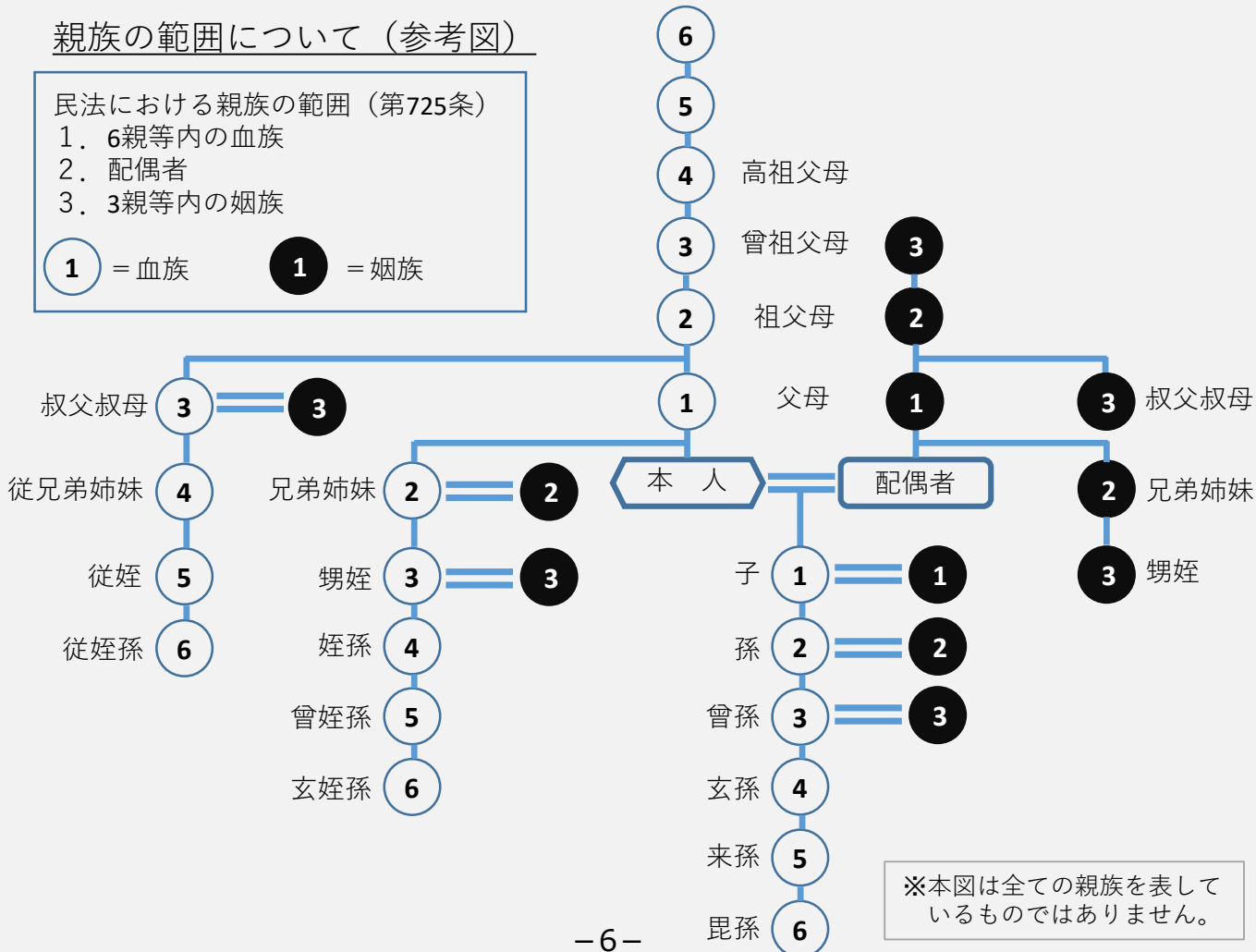
親族の範囲について (参考図)

民法における親族の範囲 (第725条)

1. 6親等内の血族
2. 配偶者
3. 3親等内の姻族

① = 血族

●① = 姻族



※本図は全ての親族を表しているものではありません。

<記入例Ⅰ> 親族の焼骨を埋蔵する場合

様式第10号（第22条関係）

岸和田市合葬式墓地使用許可申請書

令和 **6** 年 **10** 月 **1** 日

岸和田市長 様

申請者 住 所 **岸和田市岸城町7-1**

氏 名 **岸和田 花子** 実印

生年月日 **昭和27**年 **10**月 **1**日

電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

合葬式墓地使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用資格の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 焼骨あり <input type="checkbox"/> 生前予約	
使用する施設	<input type="checkbox"/> 合葬室 <input checked="" type="checkbox"/> 個別安置室（10年）及び合葬室 <input type="checkbox"/> 個別安置室（20年）及び合葬室	
	<input checked="" type="checkbox"/> 記名板	
記載事項	氏 名	岸和田 太郎
	生年月日 <small>※西暦</small>	1922 年 11 月 1 日
	死亡年月日 <small>※西暦</small>	2022 年 10 月 30 日
埋蔵される者	本 籍	岸和田市岸城町1834番
	住 所	岸和田市岸城町7番1号
	氏 名	岸和田 太郎
	性 別	男
	申請者との続柄	父 申請者から見た続柄
	死亡年月日	令和4 年 10 月 30 日

いずれか1つに✓

記名板に記載を希望
する事項を記入
※記載事項は「氏名のみ」又
は「氏名+生年月日+
死亡年月日」のいずれか

死体火葬許可証
又は改葬許可証の
内容に合わせて記入

<記入例2> 自身の生前予約をする場合

様式第10号（第22条関係）

岸和田市合葬式墓地使用許可申請書

令和 6 年 10 月 1 日

岸和田市長 様

「申請者」と
「埋蔵される者」
は同じ方

申請者 住 所 **岸和田市岸城町7-1**

氏 名 **岸和田 花子**

実印

生年月日 **昭和27年 10 月 1 日**

電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

合葬式墓地使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用資格の区分	<input type="checkbox"/> 焼骨あり <input checked="" type="checkbox"/> 生前予約		
使用する施設	<input checked="" type="checkbox"/> 合葬室 <input type="checkbox"/> 個別安置室（10年）及び合葬室 <input type="checkbox"/> 個別安置室（20年）及び合葬室		
	<input checked="" type="checkbox"/> 記名板		
記載事項	氏 名	岸和田 花子	
	生年月日 <small>※西暦</small>	1952 年 10 月 1 日	
	死亡年月日 <small>※西暦</small>	年 月 日	
	本 籍	岸和田市岸城町1834番	
埋蔵される者	住 所	岸和田市岸城町7番1号	
	氏 名	岸和田 花子	
	性 別	女	
	申請者との続柄	本人	
	死亡年月日	年 月 日	

いずれか1つに✓

記名板に記載を希望する事項
を記入
※記載事項は「氏名のみ」又は
「氏名+生年月日+死亡年月日」
のいずれか

空欄

<記入例3> 誓約書

岸和田市合葬式墓地使用に関する誓約書

申請者 1 人につき 1 枚必要です

令和 6 年 10 月 1 日

岸和田市長 様

申請者	住所	岸和田市岸城町7-1
	氏名	岸和田 花子 実印
埋蔵される者	氏名	岸和田 花子、岸和田 太郎 <small>※複数の申請を同時にされる際は、枠内に申請分の氏名を記入してください。</small>

複数の申請の場合は
全員の氏名を記入

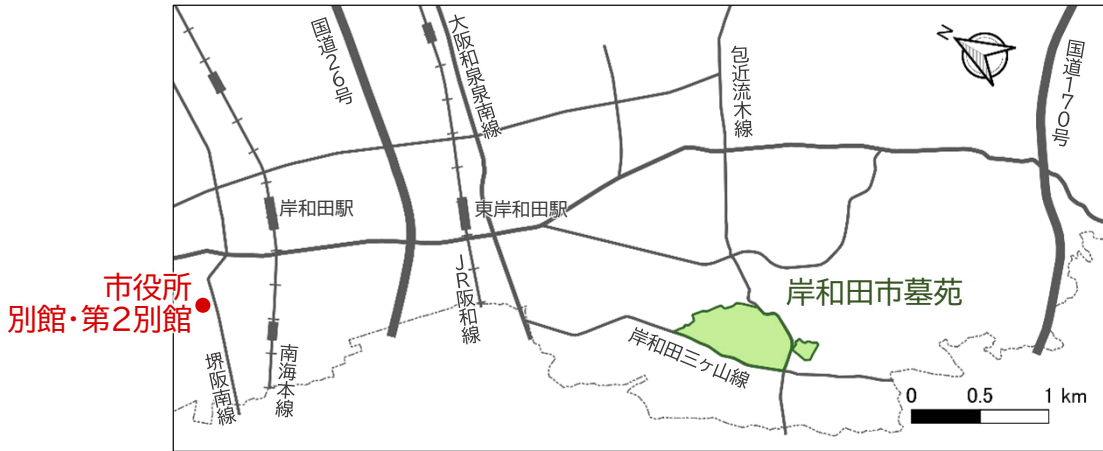
私は、次の項目について誓約します。

内容をすべてご確認ください

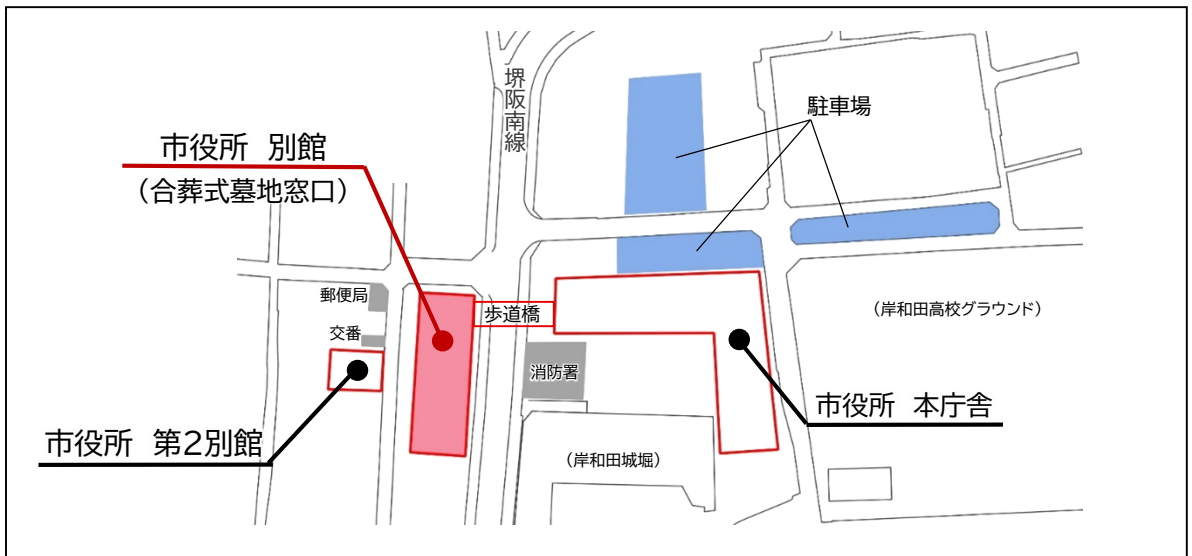
- 1 合葬式墓地の合葬室及び個別安置室へ立ち入ることができないことに異議ありません。
- 2 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還できないことに異議ありません。
- 3 個別安置室の使用期間は、使用許可日からの年数であり、死亡時や納骨後からの年数ではないことに異議ありません。
- 4 個別安置室の使用期間を経過した焼骨は、使用者に通知することなく、合葬室に埋蔵されることに異議ありません。
- 5 個別安置室において焼骨を安置する位置、記名板を設置する位置は、市が決定することに異議ありません。
- 6 自己の焼骨の埋蔵を目的として生前予約をする場合は、自己の責任において死亡した後にその焼骨が合葬式墓地に埋蔵又は安置されるよう、あらかじめ必要な措置を講じます。
- 7 合葬式墓地の使用に関して、親族等から紛争等の問題が生じた場合は、必ず申請者が責任をもって解決します。
- 8 法令又は岸和田市墓苑条例、規則及びその他墓苑管理者が定める諸規定を遵守します。

○ 案内図 ○

〔広域図〕



〔市役所周辺〕



〔岸和田市墓苑〕



○ お問い合わせ先 ○

- 合葬式墓地に関すること <令和6年8月16日まで>
- 改葬の手続き、合葬式墓地以外の墓所に関すること

岸和田市 水とみどり課 墓苑担当 (市役所 第2別館 4階)

住 所：〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号
開庁時間：午前9時～午後5時30分
閉 庁 日：土曜、日曜、祝日、年末年始
T E L：072-423-9581

- 合葬式墓地に関すること <令和6年8月19日から>
- 合葬式墓地の使用の申請の受付 <令和6年10月1日から>

岸和田市 水とみどり課 合葬式墓地窓口 (市役所 別館 4階)

住 所：〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号
受付時間：午前9時30分～午後5時
閉 庁 日：土曜、日曜、祝日、年末年始
T E L：072-447-5339

※令和6年8月19日～令和7年3月(予定)の特設窓口です

○合葬式墓地への埋蔵の受付

岸和田市墓苑事務所 (岸和田市墓苑内)

住 所：岸和田市流木町716番地
開館時間：午前8時30分～午後5時
閉 館 日：年末年始
T E L：072-426-1053

令和6年8月19日(月)より、合葬式墓地に関する特設窓口(別館4階)を設置し、相談会(事前予約制)を実施予定です。

相談会・申請受付の予約方法など、最新情報については広報きしわだ・市ホームページで随時お知らせします。

※岸和田市ホームページ

